

補助対象

当面公共下水道の整備予定のない区域で、自ら居住する専用住宅に 50 人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合に限りです。建売住宅で合併処理浄化槽を設置して販売する場合などは補助対象とはなりません。

当面公共下水道の整備予定のない区域とは、下水道事業計画区域外、または下水道事業計画区域内であっても、地理的、技術的に下水道の整備が見込めない区域や竜田川流域で 7 年以上下水道の整備予定のない区域が補助対象となります。